

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
(令和 7 年第 4 回青森市議会定例会提出予定案件)

1 改正理由

これまで、浪岡地区における一般廃棄物（ごみ）の処理等を行ってきた黒石地区清掃施設組合が、令和 8 年 3 月 31 日に解散することに伴い、浪岡地区を含む市域全ての一般廃棄物（ごみ）の処理等について、令和 8 年 4 月 1 日から、本市が行うこととなるため、所要の改正を行おうとするものである。

2 改正内容

- ① 浪岡地区を含む市域全ての一般廃棄物を本市が一括して処理することが可能となるまでの間、青森地区及び浪岡地区で異なる措置を規定していた経過措置を廃止する。
- ② 改正条例施行の際、有効な浪岡地区の一般廃棄物収集運搬業許可について、本市の許可とみなすための経過措置を設ける。

《参考》

【廃止する経過措置の内容】

- 青森地区において、事業者の施設内で生計を営む者がいる場合（店舗併用住宅）の一般廃棄物は、当分の間、1 回 10 kg 以下の排出量に限り、処理することができる。
- 浪岡地区において、1 回 50 kg 以上の一般廃棄物を排出する場合は、当分の間、その処理方法について、市長の指示を受けなければならない。
- 第四章（手数料）、第五章（許可）及び第七章（雑則）の規定は、当分の間、浪岡地区において、一般廃棄物の処理、処分及び収集を行う場合、適用しない。

【新たに設ける経過措置の内容】

- 条例施行の際、有効な浪岡地区における一般廃棄物収集運搬業許可証の許可期間の満了する日までの間、改正後の条例により交付された許可証とみなす。
- 条例施行後、最初に到来する市長が定める期日までの間、一般廃棄物の処理に要する施設及び器材等の検査については、検査済みとみなす。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日